



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年7月13日金曜日 第1878号外2

◇ 目 次 ◇
規 則

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則..... 1
愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部

を改正する規則..... 2
公安委員会規則
愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... 3

規 則

○愛媛県規則第28号

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則

(愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正)

第1条 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則(昭和39年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(行政財産の使用料) 第31条 愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年愛媛県条例第5号)第6条ただし書に規定する知事が特に認めるものは、次の各号に掲げる場合とする。 (1)~(4) 省略 2 省略	(行政財産の使用料) 第31条 愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年愛媛県条例第5号)第5条ただし書に規定する知事が特に認めるものは、次の各号に掲げる場合とする。 (1)~(4) 省略 2 省略

(愛媛県会計規則の一部改正)

第2条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(物品の交換) 第176条 物品管理者は、愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年愛媛県条例第5号。以下「財産に関する条例」という。)第7条の規定により物品の交換をするときは、次の各号に掲げる事項を内容とする書類を作成して交換の決定をしなければならない。この場合において、地方機関における物品管理者は、知事の承認を受けなければならない。 (1)~(11) 省略 (物品の譲与又は減額譲渡) 第177条 物品管理者は、財産に関する条例第8条の規定により物品の譲与又は減額譲渡をするときは、次の各号に掲げる事項を内容とする書類を作成して譲与又は減額譲渡の決定をしなければならない。この場合において、地方機関における物品管理者は、別に定めがある場合を除き、知事の承認を受けなければならない。 (1)~(7) 省略 2・3 省略	(物品の交換) 第176条 物品管理者は、愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年愛媛県条例第5号。以下「財産に関する条例」という。)第6条の規定により物品の交換をするときは、次の各号に掲げる事項を内容とする書類を作成して交換の決定をしなければならない。この場合において、地方機関における物品管理者は、知事の承認を受けなければならない。 (1)~(11) 省略 (物品の譲与又は減額譲渡) 第177条 物品管理者は、財産に関する条例第7条の規定により物品の譲与又は減額譲渡をするときは、次の各号に掲げる事項を内容とする書類を作成して譲与又は減額譲渡の決定をしなければならない。この場合において、地方機関における物品管理者は、別に定めがある場合を除き、知事の承認を受けなければならない。 (1)~(7) 省略 2・3 省略

<p>(物品の無償貸付け又は減額貸付け)</p> <p>第178条 物品管理者は、財産に関する条例第9条の規定により物品の貸付けをするときは、次の各号に掲げる事項を内容とする書類を作成して貸付けの決定をし、第149条第2項の規定にかかわらず、契約書を作成しなければならない。この場合において、地方機関における物品管理者は、別に定めがある場合を除き、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(物品の無償貸付 又は減額貸付)</p> <p>第178条 物品管理者は、財産に関する条例第8条の規定により物品の貸付けをするときは、次の各号に掲げる事項を内容とする書類を作成して貸付けの決定をし、第149条第2項の規定にかかわらず、契約書を作成しなければならない。この場合において、地方機関における物品管理者は、別に定めがある場合を除き、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p>
--	--

(愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和59年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により土地改良財産を使用させる場合において次の各号のいずれかに該当するときは、愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年愛媛県条例第5号。以下「財産条例」という。)第6条ただし書の規定に基づき、その使用料を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により土地改良財産を使用させる場合において次の各号のいずれかに該当するときは、愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年愛媛県条例第5号。以下「財産条例」という。)第5条ただし書の規定に基づき、その使用料を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第29号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則(平成12年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の減免)</p> <p>第2条 次に掲げる建築物等に係る条例別表5の表8の項から46の4の項まで(8の2の項を除く。)に掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に規定する金額の2分の1とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 災害救助法(昭和22年法律第118号)を発動した区域内において、災害による滅失又は損壊のため当該災害の発生した日から6月以内に建築、大規模の修繕、大規模の模様替え、設置又は築造をする建築物等に係る条例別表5の表8の項から46の4の項まで(8の2の項を除く。)に掲げる事務については、これらの項に掲げる手数料を免除する。</p> <p>3 省略</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第2条 次に掲げる建築物等に係る条例別表5の表8の項から46の項まで _____ に掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に規定する金額の2分の1とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 災害救助法(昭和22年法律第118号)を発動した区域内において、災害による滅失又は損壊のため当該災害の発生した日から6月以内に建築、大規模の修繕、大規模の模様替え、設置又は築造をする建築物等に係る条例別表5の表8の項から46の項まで _____ に掲げる事務については、これらの項に掲げる手数料を免除する。</p> <p>3 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第15号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 7月13日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織犯罪対策課）</p> <p>第40条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>犯罪による収益の移転防止に関すること。</u></p>	<p>（組織犯罪対策課）</p> <p>第40条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。